

官報 号外 平成七年四月十三日

平成七年四月十三日

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。  
午後一時三分開議

○議長(土井たか子君)　日程第一、古物営業法の一部を改正する法律案、日程第二、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案、ただいま日程に追加されました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題とい

たします。  
委員長の報告を求めます。地方行政委員長川崎  
二郎さん。

古物古業法の一部を改正する法律案及び同報告

## 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

## 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

〔本号末尾に掲載〕

〔川崎一郎君登壇〕

案につきまして、地方行政委員会における審査の

経過及び結果を御報告申し上げます  
まず、古物営業法の一部を改正する法律案につ

いて申し上げます。

及び古物営業に係る業務の運営の実態の変化に対処するとして、現下における規制緩和の要請に

こたえようとするもので、その主な内容について

第一に、公安委員会の許可を必要とする営業に

کلید راهنمایی

第二に同一の者又は前項に付し二種類の営業所を有する場合の古物営業の許可は営業所単位か

に関する規定の整備を行うこととし、

帳簿への記載に加えて電磁的方法による記録を認

卷之三

平成七年四月十三日  
衆議院会議録第一千号  
元副議長多賀谷眞穂君選舉につき申請議事の報告

## 古物営業法の一部を改正する法律案外二案

めの措置を講ずることとしております。

本案は、参議院先議に係るものであり、三月十七日本委員会に付託され、同月二十四日野中國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る四月十一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方公務員災害補償制度について国家公務員の災害補償制度と同様の改正を行おうとするもので、その主な内容について申し上げます。

第一に、傷病補償年金または障害補償年金の受給権者で、一定の支給事由により常時または隨時介護をするものに対し、介護に要する費用を補てんするため、介護補償制度を創設することとし、

第二に、遺族補償年金について、子等の受給資格に係る年齢要件を緩和するとともに、年金額を遺族の人数に応じて引き上げることとし、第三に、福祉施設の名称を福祉事業に改め、その事業内容に、被災職員が受けける介護の援護及び職員の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えることとしております。

本案は、三月十五日本委員会に付託され、同月二十四日野中國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る四月十一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射防止対策及び密輸入防止対策等の強化を図る等のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容について申し上げますと、

第一に、不特定もしくは多数の者の用に供される場所等においてけん銃等を発射することを、法

令に基づく職務による場合を除き禁止することも

に、所要の罰則を設けることとし、

第二に、けん銃実包の所持、輸入等を一定の場合を除き禁止するとともに、所要の罰則を設けることとし、

第三に、通関等の際に、けん銃等を抜き取りま

たは別のものに差しかえた上で、けん銃等の密輸入等に関する人物を特定し検挙しようという捜査手法の実効を上げるために、けん銃等としての物品の輸入、所持等を行うことを新たに処罰することとし、

第四に、けん銃犯罪に対する取り締まりを効果的に行うため、警察官等は、けん銃等に関する犯

罪等の捜査に当たり、公安委員会の許可を受けた場合には、何人からもけん銃等を譲り受けること

ができるとしております。

本案は、三月三十一日本委員会に付託され、四

月十一日野中國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、本日質疑を行い、採決の結果、全会一致

をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 三案を一括して採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 日程第三、許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

した船舶等に、最寄りの沿岸国への海上保安機関へ通報することを義務づけるなど、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

両法律案は、それぞれ去る三月三日、十三日に本委員会に付託され、三月二十九日鷹井運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十一日お

ののその質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。

採決の結果、許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案に

ついては賛成多数をもつて、また、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法

律案についても賛成多数をもつて、また、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもつて原案のとおり可

決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんのが起立を求めます。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 日程第五、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第五、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第五、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第五、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

委員長の報告を求めます。法務委員長金子原一郎さん。

刑法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔金子原一郎君登壇〕

○金子原一郎君　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、刑法を国民に理解しやすいものとするため、その表記を現代用語化して平易化し、あわせて刑罰の適正化を図るために必要な改正を行なうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、内容の変更を伴う改正は行わないとの基本方針のもとに、次の二点を除き、刑法典の条文を可能な限り忠実に現代用語化して平易化すること、

第二に、最高裁判所の違憲判決を受けている専属殺人に関する規定を削除することも、これと均衡等を考慮し、その他の専属加重規定を削除すること、

第三に、痴啞者の行為に関する規定を削除することであります。

本案は、三月十四日内閣から提出され、三月十七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、三月二十八日前田法務大臣から提案理由の説明を聽取した後、参考人の意見を聴取する等慎重に審査を行い、去る十一日質疑を終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

日程第六 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第六、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案、日程第七、都市緑地保全法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長遠藤和良さん。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤和良君登壇〕

○遠藤和良君登壇  
都市緑地保全法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

日程第八 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第九 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、宅地及び建物の取引の公正を確保して依頼者の利益の保護を図るため、媒介契約制度の改正及び指定流通機構制度の整備を行うとともに、業務に係る禁止事項等の追加、契約成立前に説明すべき事項の充実・合理化を図るほか、免許の有効期間の延長等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、都市緑地保全法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、土地の所有者と地方公共団体等との契約に基づく市民緑地制度を創設するとともに、都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的として設立された公益法人を緑地管理機構として指定する制度の整備、緑化協定制度の拡充等、所要の措置を講じようとするものであります。

両法律案は、参議院先議に係るものでありますて、衆議院においては、いずれも去る三月十日本委員会に付託され、三月十五日野坂建設大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、四月十二日両法律案の質疑に入り、同日質疑を終了、それぞれ採決の結果、両法律案とも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案に対しましては附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

電波法の一部を改正する法律案及び同報告書  
電気通信事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔自見庄三郎君登壇〕

○自見庄三郎君　ただいま議題となりました両法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成七年四月十三日 衆議院会議録第一十号 保険業法案外一案についての武村大蔵大臣の趣旨説明

保険業法案外一案の趣旨説明に対する中村時広君の質疑

四

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

○議長(土井たか子君) まず、日程第八につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第九につき採決いたします。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(賛成者起立)

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんのが起立を求めます。

保険業法案(内閣提出)及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求める旨を御説明申し上げます。

○議長(土井たか子君) ただいま議題となりました保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求める旨を御説明申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

〔国務大臣武村正義君登壇〕

○国務大臣(武村正義君) ただいま議題となりました保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、保険業法案につきまして御説明を申し上げます。

保険業をめぐる近年の金融の自由化・国際化等

の環境の変化は著しいものがござります。今回の保険制度改革は、このような経済社会情勢の変化に対応するとともに、保険業の健全性を確保することを目的としたものであり、二十一世紀に向けて新しい保険制度を構築するため、政府といままでしてはこの法律案を提出いたしました次第であります。

まず、規制緩和・自由化の推進に関する事項であります。

第一に、生損保が子会社方式で相互参入できることとし、生命保険会社の損害保険子会社及び損害保険会社の生命保険子会社に係る規定を設けることとしております。

さらに、いわゆる第二分野と呼ばれる傷害・疾病・介護分野につきましては、所要の激変緩和措置をとりながら、生損保が本体で相互参入できることとしております。

第二に、保険商品・料率算出方法に関する規定を第一に、一律認可制となつてゐるのを改め、一部届け出制へ移行するための所要の規定を設けることとしております。

第三に、国際的な整合性にもかんがみ、保険会社からの委託を受けない独立した新たな販売チャネルとして、保険仲立ち人を保険契約の締結の媒介を行ふ者として法律上位置づけることとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入することとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入することとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入することとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入することとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

最後に、公正な事業運営の確保に関する事項であります。

第一に、社員総会にかわるべき機関として、総代により構成される総代会を法律上規定することとしております。

また、相互会社における経営チェック機能の強化を図るため、少数社員権、少数総代権の行使要件を大幅に緩和することとしているほか、社員の代表訴権についても単独権化することとしたしております。

第二に、ディスクロージャー規定の整備として、保険会社は、事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、本店及び支店に備え置き、公衆の縦覧に供する旨の規定を置くこととしたとしております。

以上のはかにも、保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の保険業法への一本化をするとともに、相互会社から株式会社へ組織変更などの規定を設けることとしているほか、保険制度全般にわたって所要の規定の整備を図ることとしたとしております。

次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

今御説明申し上げました保険業法案の提出に伴い関係法律の整備等を行う必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。

その大要は、損害保険料率算出団体に関する法律につきまして算定会が算出する保険料率について認可制から届け出制へ移行する等の改正を行つて改定を改正する等、所要の規定

の規定を置くこととしております。

第二に、保険会社は保険契約者保護基金を設立するための改善計画の提出を求めることができる旨

として保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定

の規定を置くこととしております。

以上、二つの法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

保険業法案(内閣提出)及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(鈴岡兵輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。

中村時広君 (中村時広君登壇)

○中村時広君 新進党の中村時広でございます。

私は、新進党を代表いたしまして、ただいま政府が提案されました我が国保険制度の抜本的改革を内容とする保険業法案につきまして質問をさせていただきます。

○副議長(鈴岡兵輔君) ただいまの趣旨の説明に

対して質疑の通告があります。これを許します。

中村時広君

質問に先立ちまして、現在大きな社会不安の種となっておりますサリン関連事件の徹底究明ある

いは再発防止への取り組みを強く要請し、また、そのことによって、阪神・淡路大震災対策、円高対策などのその他の問題が決して手薄にならないよう指摘をさせていただきつゝ、質問に入らせていただきます。(拍手)

さて、今回の保険制度改革は、経済社会環境の変化、金融の自由化、規制緩和などの流れの中で、昭和十四年に制定された現行保険業法ではもはや対応し切れないとの判断から改正に踏み切られたものと思います。さらには、日米包括経済協議において、保険分野が自動車、政府調達分野とともに優先三分野の一つとして位置づけられ、交渉が進められてきたことが改正作業を後押

したとも言えましょう。

そこで、まず、日米包括経済協議の中で問題となっていた点は本改正によってすべて解消される

ことになるのか、あるいは一部今後の課題として積み残される問題があるのか、あるとすればどの

ようになるのか、総理にお伺いいたします。

米国との関連で、もう一点お尋ねいたします。今回、新たに保険商品のいわゆる第三分野の定義が明確に示されることとなつております。この

官報(号外)

第三分野、すなわち傷害・疾病・介護分野保険は、特に外資系保険会社において取り扱い商品の中での占有率が高い分野であります。本業法案によりますと、この第三分野につきましては附則百二十二条で配慮規定を設けることとなつておりますが、業法の理念、包括経済協議の精神に照らし合わせれば、適正な措置であるとは思えません。この規定は、第三分野参入に関する自由化先送りという米国からの矛盾した要求に基づいて、激変緩和措置として設けられたものと考えますが、いかがでありますか。その縫縫についてお尋ねください。

また、配慮規定条文中にある「当分の間」との記述から見れば、これが経過措置として設けられることは明らかであります。終了の時期が明記されておりません。あわせて、その終了時期をお示し願います。

次に、本業法案によりますと、生損保業界の子会社方式による相互参入が新たに認められることとなつておりますが、保険審議会報告書の前文を拝見いたしますと、銀行、信託、証券といった他業態への子会社方式による相互参入が実現して初めて制度改革が完了するとの指摘がなされています。もちろん、契約者保護という観点を重視する中で、その作業は段階的に進めるべきとのことであります。いすれにいたしましても、将来的には相互参入への方向を明確に打ち出していることは変わりありません。

この点については、歐州では既に多くの国々がユーバーサルバンク化を推進する中で実現を図っておりますが、米国では、一九二九年の金融恐慌の教訓から、一九三三年にグラス・スティーガル法を成立させ、銀行の他業進出を原則的に禁止しております。もちろん、自由化の流れを受けて一九九一年には改正案が提出されましたが、不成立に終わり、現在モリーチ法案、ダマト法案、ディンゲル法案、財務省案などの相互参入自由化を目的とする各法案が下院銀行委員会で審議されてお

りますが、銀行は本業に徹すべしとの意見も根強く、今後の行方は明らかではありません。

お伺いました。

次に、包括経済協議において米国が強く求めて

いたプローカー制度についてお伺いたします。

そこで、一体、政府は我が国の金融業界等の垣根問題について最終的にどのような状況を想定されているのか。保険審議会報告どおり大胆な相互参入を目指すならば、今後どのようなタイムスケジュールで進められようとしているのか。総理の方針をお伺いたします。

次に、商品・料率規制の緩和についてお尋ねいたしました。

規制緩和・自由化は、保険産業の効率化を図り、消費者によりよいサービスをより安価な保険料で提供することを目指すものであります。

例えば、社会の変化に伴って生じてくる新しいリスクに対し、迅速的確に新商品が開発されたり、従来にはない販売チャネルが導入されることがあります。国民にとって望ましいこともあります。しかししながら、保険事業の性格上、全くの自由化、行き過ぎた自由化は、かえって大きな社会問題を引き起す可能性を内在していることも見逃すことはできません。

米国では、自由化を際限なく進めた結果、保険会社の方も、会社の収益を守るという観点からリスクが大きいと見込まれる顧客に対する引き受けの拒否、保険料率の乱高下、競争激化により、八七年から九年までの五年間に実に百四十一社が倒産するなど、保険危機と言われるような社会問題にまで発展しております。

これらを踏まえてお伺いしますが、今回の改正で、商品の認可制をベースとしながらも、契約者保護に欠けるおそれが少ないものについては届け出制を導入され、また、火災、自動車等の料率決定に純保険料率算定制度を導入し、付加保険料率部分の自由化を進められようとしておりますが、このことによって国民が受けれるメリットをどうとらえられているのか、また、米国の保険危機のような混乱を避け得るための担保をどこで確保されているとお考えなのか、大蔵大臣の御所見を

お伺いました。

いたアローカー制度についてお伺いたします。

保険アローカー制度は、我が国においては初め

て導入される新しい販売形態であるがゆえに、契約者の保護という点において、細心の注意を払わなければならぬことは言うまでもありません。

背後に保険会社が控えている募集人や代理店の場合は、保険契約者は最終的に保険会社そのものに責任を追及することができますが、アローカーの場合は、アローカーそのものに対してしか責任追及ができないのでありますから、この点を考慮した制度、ルールが求められます。

そこで問題となりますのが、賠償責任体制の整備、言い換えれば賠償資力の確保ということになります。この点につきましては、アローカーの保証金供託制度を創設することでその対応をされようとしておりますが、中身を拝見いたしますと、アローカーが保険会社と賠償責任保険を締結した場合、その保険金の額をもって保証金の一部とすることができるとする、すなわち供託金と保険金の組み合わせで整備を図る内容となつております。

そこでお尋ねしたいのですが、仮にブローカーサイドの重大な過失あるいは故意に起因した損害が発生したとき、賠償責任保険契約上免責事由に相当すれば保険金の支払いが行われないケースも起こり得るのではないかと存じます。

そこでお尋ねしたいのですが、仮にブローカーサイドの重大な過失あるいは故意に起因した損害が発生したとき、賠償責任保険契約上免責事由に相当すれば保険金の支払いが行われない

ことがあります。

そこでお尋ねしたいのですが、仮にブローカーサイドの重大な過失あるいは故意に起因した損害が発生したとき、賠償責任保険契約上免責事由に相当すれば保険金の支払いが行われない



官 報 (号 外)

次に、抜本改革や緊急を要する諸問題への対応についての御質問ないし御批判がございましたが、長い間の懸案となっていた政治改革の仕上げを初めとして、行政改革等諸改革につき一つ一つ明確な答えを出してまいりました。特に、阪神・淡路大震災等当面する諸問題につきましても、内閣を挙げて取り組みを行い、具体的な対応策を積み重ねて実施をしてまいりました。したがって、進退問題についても触れられましたが、私としては、今後とも内外の諸課題の解決に向け、政府・与党挙げて全力を傾けていくことが国民に対する責任を全うするやえんであると考えているところでございます。

をさせます。(拍手)

○國務大臣（武村正義君）　お答え、

す。  
ま、第三分野に付するは眞理のため、時間二

第三分野に文部省の醸成規定の統一時期についての御質問でござりますが、第三分野に依存度の高い保険会社が、第三分野以外の生命保険または損害保険の固有分野において十分事業展開をなし得る環境が整備されたときに、第三分野に対する配慮規定の必要性がなくなるものと考えておりますが、この規定の終了時期を明確にすることには現時点では困難であることを御理解いただきたいと存じます。

次に、商品の一部届け出制の導入、料率の一部

自由化により国民が受けけるメリットについてあります。これらを通じて商品の多様化及び商品開発の迅速化が図られることが期待されるわけでありまして、契約者にとっては、みずからニーズに一層合致した新たな保険サービスを速やかに受けることが可能になっていくものと考えております。

の改正は、規制緩和・自由化の推進を一つの柱にいたしておりますが、諸外国において自由化の結果生じた引き受け拒否や保険料率の乱高下といった事態が起ることのないよう、日本としましては段階的かつ着実に商品や料率の規制緩和・自由化を進めてまいりたいと考えております。また、これらが保険会社の経営の安定性を阻害し、契約者に不利益を与えることとなるないように、事業の健全性の維持や公正な事業運営の確保を図るために改定内容を盛り込んでいるところでござります。

次に、保証金供託制度についてのお尋ねでござりますが、この改定法案におきましては、保険契約の締結の媒介に關し、いわゆる保険仲立ち人、ブローカーが保険契約者に対して損害を与えたことによる損害賠償責任義務を負う場合に備えまして、保険仲立ち人の賠償の資力を確保するため、保険仲立ち人に対して、その業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して定めた保証金の供託を義務づけてまいりたいと考えておりますし、大臣の承認を受けた場合に限り、保証金の一部の代替として賠償責任保険契約の締結を認めることいたしております。これらの具体的な保証金の額や賠償責任保険契約で代替できる要件等につきましては、今後、可能な限り保険契約者等の保護に支障が生じることのないよう留意をしながら検討をしてまいりたいと考えます。

次に、ソルベンシーマージン基準についてのお尋ねでございますが、今回初めて導入するものであります。何としても保険業界における定着を図ることが必要でございます。今後、このソルベンシーマージン基準の成熟度合いを見ながら、契約者に無用な誤解が生じないことを確認しながら、各保険会社に対し、当該比率をディスクローズさせることを指導していくことを検討してまいりました。

また、保険会社のディスクロージャーにつきま

しては、これまで銀行等他業態と遜色のないようその改善を図ってきたところであります。今回の改正法案におきましても、銀行法同様、業務及び財産の状況に関する説明書類を公衆の縦覧に供する規定を設けることとするなど、その充実に努めているところであります。これにより、各社の創意工夫によるディスクロージャーが一層推進され、国民の保険会社の適切な選択を可能にするとともに、保険会社間の競争を促し、経営の効率化につながるものと期待をいたします。

保険業法の改正により新たに設けられる保険契約者保護基金に拠出する負担金の税制上の取り扱いにつきましては、現段階では確定することを申し上げられませんが、今後の税制改正の検討課題の一つとしていきたいと考えます。

最後に、この保護基金の規模であります。が、保険契約者の保護のため保険契約の移転等を円滑に行わせる必要がある等の観点から、各社の負担能力をも踏まえながら総合的に検討されることが必要でございます。なお、同基金の資金援助の規模等基金の具体的な内容につきましては、現在、生保とそれとの業界において検討をしている段階でございます。(拍手)

○副議長(鯨岡兵輔君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時五十九分散会

出席政府委員　建設大臣　野坂　浩賢君　大蔵省銀行局保険部長　自治大臣　野中　広務君　山口　公生君

○議長の報告  
(法律公布業上及び通知)

一、去る三月三十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

(元副議長死去)

一、元衆議院副議長多賀谷貞穂君は、去る九日死去された。

(政府委員承認)

一、去る三月三十日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁長官　高島　章  
建設大臣官房技術審議官　竹本　雅俊

(政府委員任命)

一、去る三月三十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、三十日議長において承認した高島章を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る三日、村山内閣総理大臣から土井議長において承認した竹本雅俊を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る三月三十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

平成七年四月十三日 衆議院会議録第二十号

官 報 (号 外)

平成七年四月十三日 衆議院会議録第二十号 議長の報告

1

官 報 (号 外)













ることができる場合の要件を整備する等所要の規定の整備を行うこと。

手数料に関する規定の整備

古物営業の許可証に関する事務に係る手数料に関する規定を整備すること。

盗品等に関する情報の提供に関する規定の整備

公安委員会は、盗品等の売買等の防止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者に対し、情報の提供を行うことができるることとする。

罰則に関する規定その他の所要の規定を整備すること。

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からとするほか、所要の経過措置等を規定すること。

議案の可決理由

近年における窃盜等の犯罪の発生状況及び古物営業に係る業務の運営の実態の変化等にかかる点を考慮して、古物営業の許可を必要とする営業に一定の証票を付与する等所要の規定の整備を行おうとするものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

# 官報(号外)

に、「以て」を「もつて」に改める。  
(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第四十三号を次のように改正する)。

四十三 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の定めるところにより、古物営業の許可及び停止に関する事務並びに古物市場以外における競り売りの届出の受理に関する事務を行い、並びに古物商又は古物市場主に対する指示等監督上必要な措置を講ずること。

## (質屋営業法の一部改正)

第十一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十五条第一項」を「第十四条第二項」に、「第一条第三項の市場」を「第二条第一項第一号の古物市場」に改める。

2 古物の定義に関する規定の整備  
(一) 商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を対象物品に加え、大型機械類(船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。)で政令で定めるものを対象物品から除くこととする。

(二) 古物営業等の定義に関する規定の整備  
(1) 古物を売却すること又は自分が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業は、古物営業に含まれないこととする。

(2) 古物商等の定義に関する規定を整備すること。

3 古物営業の許可等に関する規制の緩和等

(一) 古物営業の許可は、営業所単位から、都道府県単位に改めることとする。

(二) 許可の基準、許可の取消し及び変更の届出に関する規制の緩和等

(1) 古物営業の許可の基準に関する規定を整備すること。

(2) 許可の取消しに関する規定を整備すること。

(3) 許可の取消しに関する規定を整備すること。

(4) 営業所等の移転又は取り扱う古物の種類の変更については、許可制度を廃止し、公安委員会に届け出れば足りることとする。

(5) 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その役員等に変更があったときは、いずれか一の公安委員会に届け出れば足りることとする。

6 氏名等の確認等及び帳簿等への記載等に関する規制の緩和

(一) 氏名等の確認等に関する規定を整備すること。

(二) 取引の際の義務として、取引の相手方の氏名等の確認のほか、署名文書を受領すること。

(三) 帳簿への記載又は電磁的方法による記録を認めること。

(四) 取引の記録について帳簿への記載に加えて電磁的方法による記録を認めるほか、古物営業に係る業務についての規制の合理化のための措置を講ずる等所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的に関する規定の整備  
この法律の目的を、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盜等の発見等を防ぐため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盜等の発見等を防ぐもので、その要旨は次のとおりである。

2 競り売り及び行商に係る規制の緩和  
古物営業の許可を取り消し、又は停止を命じ

7 競り売り  
競り売りに係る許可制度を届出制度に改めることとする。

8 手数料に関する規定の整備  
古物営業の許可証に関する事務に係る手数料に関する規定を整備すること。

9 手数料に関する規定の整備  
古物営業の許可証に関する事務に係る手数料に関する規定を整備すること。

10 その他  
罰則に関する規定その他の所要の規定を整備すること。

平成七年四月十一日

右

国会に提出する。

平成七年三月十日  
内閣総理大臣臨時代理  
地方行政委員長 川崎 一郎  
衆議院議長 土井たか子殿  
法律案

内閣総理大臣臨時代理  
河野 洋平  
国務大臣  
河野 洋平  
法律案





だし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。

第三条の七の前の見出しを削り、同条を第三条の十とし、同条の前に見出しとして「譲受け等の禁止」を付し、第三条の六を第三条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を輸入してはならない。

第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号(第四号を除く)に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号(第四号を除く)に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合

三 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合

四 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を輸入する場合

五 火薬類取締法第二十四条第一項の許可を受けてけん銃実包を輸入する場合

六 指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場における射撃による射撃の指導を行うため、当該射撃の指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する射撃を所持する射撃指導員が、当該射撃の指導を行うため所持する場合

七 射撃教習を行つため教習用備付け銃を所持する射撃指導員が当該射撃教習を行つため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が当該射撃教習を行つため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け銃を所持する者が当該射撃教習を受けるため、それぞれ当該射撃用備付け銃を所持する射撃指導員が、当該射撃の指導を行うため所持する場合

八 射撃練習に係る指導若しくは助言を行つため射撃練習用備付け銃を所持する射撃練習指導員が当該指導若しくは助言を行つため、又は射撃練習を行つため射撃練習用備付け銃を所持することができる者が当該射撃練習を行つため、それぞれ当該射撃練習用備付け銃に適合するけん銃実包を所持する場合

九 第十条の五第一項の規定によるけん銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係るけん銃実包を同条第一項の規定により保管のため所持する場合

十 武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつてその製造に係る銃砲(猟銃等製造事業者が修理をする銃砲にあつては、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置

第三条の六 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を輸入してはならない。

一 国又は地方公共団体が第三条の三第一項第一号、第二号又は第十一号の所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合

二 国又は地方公共団体から前号のけん銃実包の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃実包を輸入する場合

三 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、それぞれ当該各号に掲げる所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合

四 第三条の三第一項第五号中「若しくは第三条の三から第十号まで又は第十一号に掲げる者に限る。」を「若しくは第三条の三から第十号まで又は第十一号に掲げる者に限る。」と改め、同号に掲げる者の業務のため所持する場合は、同号に定める場合に含まれるものとする。

五 技能検定を受ける者がその所持する当該技能検定に係る猟銃に適合するけん銃実包を当受けた者が許可に係る銃砲に適合するけん銃実包を所持する場合

六 指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場における射撃による射撃の指導を行うため、当該射撃の指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する射撃指導員が、当該猟銃に適合するけん銃実包を該当射撃の指導を行うため所持する場合

七 射撃教習を行つため教習用備付け銃を所持する射撃指導員が当該射撃教習を行つため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が当該射撃教習を行つため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け銃を所持する者が当該射撃教習を受けるため、それぞれ当該射撃用備付け銃を所持する射撃指導員が、当該射撃の指導を行うため所持する場合

八 射撃練習に係る指導若しくは助言を行つため射撃練習用備付け銃を所持する射撃練習指導員が当該指導若しくは助言を行つため、又は射撃練習を行つため射撃練習用備付け銃を所持することができる者が当該射撃練習を行つため、それぞれ当該射撃練習用備付け銃に適合するけん銃実包を所持する場合

九 第十条の五第一項の規定によるけん銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係るけん銃実包を同条第一項の規定により保管のため所持する場合

十 武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつてその製造に係る銃砲(猟銃等製造事業者が修理をする銃砲にあつては、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置

の職務のため所持する場合

四 第四条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る銃砲に適合するけん銃実包を所持する場合

五 技能検定を受ける者がその所持する当該技能検定に係る猟銃に適合するけん銃実包を当受けた者が許可に係る銃砲に適合するけん銃実包を所持する場合

六 指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場における射撃による射撃の指導を行うため、当該射撃の指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する射撃指導員が、当該猟銃に適合するけん銃実包を該当射撃の指導を行うため所持する場合

七 射撃教習を行つため教習用備付け銃を所持する射撃指導員が当該射撃教習を行つため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が当該射撃教習を行つため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け銃を所持する者が当該射撃教習を受けるため、それぞれ当該射撃用備付け銃を所持する射撃指導員が、当該射撃の指導を行うため所持する場合

八 射撃練習に係る指導若しくは助言を行つため射撃練習用備付け銃を所持する射撃練習指導員が当該指導若しくは助言を行つため、又は射撃練習を行つため射撃練習用備付け銃を所持することができる者が当該射撃練習を行つため、それぞれ当該射撃練習用備付け銃に適合するけん銃実包を所持する場合

九 第十条の五第一項の規定によるけん銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係るけん銃実包を同条第一項の規定により保管のため所持する場合

十 武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつてその製造に係る銃砲(猟銃等製造事業者が修理をする銃砲にあつては、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置

し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持するものが、当該銃砲に適合するけん銃実包を所持する場合

十一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の規定によりその所持が禁止されないけん銃実包を所持する場合

十二 前項第十号に掲げる者の使用人(同号に掲げる者が第三条第三項の規定により届け出たものに限る。)が同号に掲げる者の業務のため所持する場合は、同号に定める場合に含まれるものとする。

十三 第二十九条第一項第一号を「第三十二条の四」とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

十四 第二十九条第一項第五号中「若しくは第三条の三から第十号まで又は第十一号に掲げる者に限る。」を「若しくは第三条の三から第十号まで又は第十一号に掲げる者に限る。」と改め、同号に掲げる者の業務のため所持する場合は、同号に定める場合に含まれるものとする。

十五 第二十九条第一項第六号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

十六 第二十九条第一項第七号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

十七 第二十九条第一項第八号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

十八 第二十九条第一項第九号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

十九 第二十九条第一項第十号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十 第二十九条第一項第十一号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十一 第二十九条第一項第十二号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十二 第二十九条第一項第十三号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十三 第二十九条第一項第十四号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十四 第二十九条第一項第十五号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十五 第二十九条第一項第十六号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十六 第二十九条第一項第十七号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十七 第二十九条第一項第十八号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十八 第二十九条第一項第十九号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

二十九 第二十九条第一項第二十号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

三十 第二十九条第一項第二十一号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。

三十一 第二十九条第一項第二十二号中「第三十二条の四」を「第三十二条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の二条を加える。



官 報 (号 外)

三十三条第一号に改める。

第三十六條中「第三十一条第一号」を「第三十一  
条第二号」に改める。

第三十七条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条の二第二項」に、「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の四第一項」に、「第三十一条の

「五から第三十一條の七まで、第三十一條の九まで」に、「第三十一條の六から第三十一條の九まで」に、「第三十一條の十二第一号若しくは第一号」を「から第三十一條の十三まで、第三十一條の十  
六、第三十一條の十七、第三十一條の十八第一号」に、「第一号、第四号若しくは第五号」を「から第三二号まで、第五号若しくは第六号」に改め、同條第一項中「第三十一條の二」を「第三十一條の三」に改める。

1 附則  
（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
（送付書置）

2

適用については、なお従前の例による。  
前項の規定にかかわらず、改正後の第三十一  
条の十二ただし書及び第三十二条の十三ただし  
書の規定は、この法律の施行前に自首した者及  
びこの法律の施行前にした行為についてこの法  
律の施行後に自首した者についても、適用す  
る。

理由

最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、新たに、けん銃実包の所持等を規制し、不特定若しくは多數の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって又はこれらにおいてけん銃等を発射することを禁止し、及びけん銃等に関する犯罪の検査に当たり警察官又は海上保安官が行うけん銃等の譲受け又は借用に関する規定の整備を行ふとともに、けん銃等の密輸入に関する罰則の強

化、けん銃等として物品を輸入した者に対する罰則の新設及びけん銃実包を不法に所持する者又はけん銃等の密輸人に関与した者が自首した場合には、おける刑の減免に関する規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

- (一) けん銃等の當利目的の密輸入及び譲渡し並びにけん銃部品の密輸入、不法所持等に関する罰則を強化すること。

(二) けん銃等の密輸入の予備又は資金等提供をした者がけん銃等の密輸入の実行の着手前に自首した場合には、その刑を減輕し、又は免除すること。

(三) 国外でけん銃等の密輸入の資金等提供をした者を处罚することとすること。

(四) けん銃等として物品を輸入した者等に対する罰則を設けること。

(五) 罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。

一 銃器による国民の生命・身体・財産の安全及び自由を脅かす行為は、今や放置することができない実情にあることから、銃器犯罪の防止のため総合的かつ有効な対策を確立するとともに、摘発・取締りを強化すること。

二 いわゆるクリーン・コントロールド・デリバリー及び捜査官によるけん銃等の譲り受けの実施に当たっては、国民の人権を侵害することのないよう慎重かつ適正に行うこと。

三 銃器犯罪の防止は、我が国のみならず、各国

共通の課題となつてゐることから、その解決に向け、諸外国、諸機関と連携し、国際的な取組みを強化するよう努めること。

右  
許可、認可等の整理及び合理化のための運輸  
省関係法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

内閣総理大臣 村山 富市

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸者関係法律の一部を改正する法律

(鉄道抵当法の一部改正)  
第一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のよつに改正する。

右報告する。

衆議院議長 土井たか子 氏  
地方行政委員長 川崎 一郎

平成七年四月十三日 衆議院会議録第二十号

## 鉄道刀銃類所持等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

許可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の

—  
—





がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、鉄道抵当法等運輸省関係法律に規定する許可、認可等の整理及び合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

卷之三

2 1  
鐵道抵當法に規定する鐵道抵當制度について、抵當權の設定又は変更のたびごとに必要とされている認可を廃止し、抵當權の目的物である鐵道財團の設定の際に認可を行う制度に改める等の改正を行うこととする。  
毎上乗失去に規定する旅客不定期航路事業

2 海上運送法に規定する旅客不定期航路事業のうち、起終点が同一で寄港地のない航路において、遊覧旅客不定期航路事業について、事業を許可する際の基準を緩和する等の改正を行うこととする。

4 水路業務法に規定する水路測量について、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量等の場合は法定の基準を緩和する等の改正を行うこととする。

5 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業について、免許等の処分に際して必要とされる都知事等の意見の徴取を廃止する等の改正を行うこととする。

航空法に規定する旅客航空運送取扱業について、事業の届出を廃止する等の改正を行うこととする。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
の一部を改正する法律  
昭和四十五年法律第二百三十六号)  
の一部を次のように  
改正する。

第一条中「あわせて海洋の汚染」の下に「及び海上災害」を加え、「国民の生命、身体及び」を「人の  
生命及び身体並びに」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は  
海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他  
の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険

衆議院議長　土井たか子殿　運輸委員長　井上　一成  
右  
一部を改正する法律案  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の  
国会に提出する。  
平成七年三月十三日  
内閣総理大臣　村山　富市

本案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

ついて、登録の申請書の記載事項である法人の役員の氏名について、代表者の氏名のみ記載すれば足りることとする等の改正を行うこととする。  
この法律は、一部を除き公布の日から施行することとする。  
経過措置等について所要の規定を整備することとする。

は、「に」、「第三項の施設を第三項とし、  
に改め、「海難」の下に「若しくは異常な現象」を加  
え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「大量  
の特定油の排出」を「大量的油の排出」に、「前項の  
施設」を「第三項の海洋施設等」に、「前項の規定」  
を「第三項の規定」に改め、同項を同条第五項と  
し、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る  
異常な現象が発生した場合において、当該海洋  
施設等から大量の油の排出のおそれがあるとき  
は、当該海洋施設等の管理者は、運輸省令で定

第三十八條第三項中「含む。」の下に以下「海洋施設等」という。」を加え、「大量の特定油の排出」を「第一項第一号又は第二号に掲げる油の排出(以下この条において「大量の油の排出」という。)」に、「当該施設を「当該海洋施設等」に、「特定油が」を「油が」に、「ひろがる」を「広がる」に改め、同条第六項中「特定油」を「油」に、「ひろがつて広がっている」を「広がっている」に、「海上保安庁の事務所」を「海上保安機関」に改め、同項を同条第七項と同様に規定する。」

**第二十五条** 削除  
第二十六条第一項中「廢油処理事業者」の下に  
「第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項  
の規定による届出をした者をいう。以下同じ。」  
を加える。

物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずる」とができるよう常に備えるとともに、「これらの場合において排出された油又は有害液体物質等の事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施する」とにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

第七条の二(第三項中「以下」を「第三章の二」において改める。)

(当該施設内に備え置き、又は掲示することが困難である場合にあつては、当該施設の管理事務所内)に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

一 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する沖で運輸省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者

二 運輸省令で定める船舶を係留することができる係留施設(専ら当該運輸省令で定める船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。)の管理者

（油保管施設等の油漏防止緊急措置手引書）  
第40条の次に次の一条を加える。  
「中排出油の防除」を「排出特定油の防除」に  
する。」

第三十九条の二及び第三十九条の三(見出しを)  
第五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をしたときは、この限りでない。  
第三十九条第一項中「ひろがり」を「広がり」に、同項及び第四項中「排出油の防除」を「排出特  
定油の防除」に改め、同項及び第四項中「排出油の防除」を「排出特  
定油の防除」に改める。

日時及び場所、異常な現象の状況、油の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、油の排出が生じた場合に当該排出された油が第一項ただし書の運輸省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと予想されるときは、又は石油コンビナート等災害防止法昭和二十二年五月二十九日施行規則第百四条第一項第一号の規定による通報の場合は、海上保安庁の事務所に通報する。



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する法律案(内閣提出)」に関する報告書

本案は、「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する法律案(内閣提出)」の実施に伴い、一定規模以上の油保管施設等に油濁防止緊急措置手引書の備置き等を義務付けるとともに、油排出事故を発見した船舶等の通報に関し所要の規定を整備するほか、許認可等の整理合理化を図るなどの観点から、廃油処理事業等に係る行政手続を簡素化する等の改正を行なうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的に海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保することを追加する等法律の目的規定を整備することとする。

2 船舶所有者、海洋施設の設置者その他の関係者が油等の排出があつた場合等において排出された油等の防除等の措置を講ずることにより海上災害の防止に努めなければならないことに加え、当該措置を講ずることができるよう常時備えることを求めるなどする等海洋の汚染及び海上災害の防止に関する責務の規定を整備することとする。

3 海面に油が広がつていてこととされる等通報に通報しなければならないこととする等の規定を整備することとする。

4 一定の規模以上の油保管施設等の設置者は、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬこととする。

なければならぬこととする。

5 海上災害防止センターの業務に、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等同センターの目的規定及び業務規定を整備することとする。

6 海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の作成対象海域及び油種を拡大するとともに、管区海上保安本部長その他関係者は、所定の海域ことに排出油の防除に関する協議会を組織することができることとする。

7 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めることとする。

8 廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出を廃止することとする。

9 この法律は、「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。ただし、廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出の廃止等の改正は、公布の日から施行することとする。

10 本法の施行に伴う経過措置等について所要の規定を整備することとする。

### 二 議案の可決理由

本案は、「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の実施に伴い、新たに必要となる国内法制の整備を図るとともに、許認可等の整理合理化を図るな

どの観点から、廃油処理事業等に係る行政手続を簡素化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年四月十一日

運輸委員長 井上 一成

衆議院議長 土井たか子殿

刑法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年三月十四日

内閣総理大臣 村山 富市

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次

刑法の一部を改正する法律(明治四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

### 第一編 総則

第一章 通則(第一条～第八条)

第二章 刑(第九条～第二十一条)

第三章 期間計算(第二十二条～第二十四条)

第四章 刑の執行猶予(第二十五条～第二十一条)

第五章 仮出獄(第二十八条～第三十条)

第六章 刑の時効及び刑の消滅(第三十一条～第三十四条の二)

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免(第三十一条～第三十三条)

五条 第四十二条)

第八章 未遂罪(第四十三条～第四十四条)

第九章 併合罪(第四十五条～第五十五条)

第十章 累犯(第五十六条～第五十九条)

第十一章 共犯(第六十条～第六十五条)

第十二章 約量減輕(第六十六条～第六十七条)

第十三章 加重減輕の方法(第六十八条～第六十九条)

第十四章 外患に関する罪(第七十七条～第八十条)

第十五章 公務の執行を妨害する罪(第九十五条～第九十八条)

第十六章 逃走の罪(第九十七条～第一百一条)

第十七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪(第一百二十二条～第一百五十六条の二)

第十八章 騒乱の罪(第一百六条～第一百七条)

第十九章 放火及び失火の罪(第一百八条～第一百八十二条)

第二十章 出水及び水利に関する罪(第一百十九条～第二百一十三条)

第二十一章 往來を妨害する罪(第一百二十四条～第二百二十九条)

第二十二条 住居を侵す罪(第一百三十一条～第三十二条)

第二十三条 秘密を侵す罪(第一百三十三条～第一百三十四条)

第二十四条 刑の執行猶予(第二十五条～第二十一条)

第二十五条 未遂罪(第四十三条～第四十四条)

第二十六条 併合罪(第四十五条～第五十五条)

第二十七条 累犯(第五十六条～第五十九条)

第二十八条 共犯(第六十条～第六十五条)

第二十九条 約量減輕(第六十六条～第六十七条)

第三十条 加重減輕の方法(第六十八条～第六十九条)

第三十一条 外患に関する罪(第七十七条～第八十条)

第三十二条 公務の執行を妨害する罪(第九十五条～第九十八条)

第三十三条 逃走の罪(第九十七条～第一百一条)

第三十四条 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪(第一百二十二条～第一百五十六条の二)

第三十五条 騒乱の罪(第一百六条～第一百七条)

第三十六条 放火及び失火の罪(第一百八条～第一百八十二条)

第三十七条 出水及び水利に関する罪(第一百十九条～第二百一十三条)

第三十八条 往來を妨害する罪(第一百二十四条～第二百二十九条)

第三十九条 住居を侵す罪(第一百三十一条～第三十二条)

第四十条 秘密を侵す罪(第一百三十三条～第一百三十四条)

第十四章 あへん煙に関する罪(第二百三十六 条—第二百四十二条)	第三十章 遺棄の罪(第二百十七条—第二百 十九条)
第十五章 飲料水に関する罪(第二百四十二 条—第二百四十七条)	第三十一章 逮捕及び監禁の罪(第二百一 条—第二百二十二条)
第十六章 通貨偽造の罪(第二百四十八条—第 一百五十三条)	第三十二章 脅迫の罪(第二百二十二条—第 一百一十三条)
第十七章 文書偽造の罪(第二百五十四条—第 一百六十二条)	第三十三章 略取及び誘拐の罪(第二百一 条—第二百二十二条)
第十八章 有価証券偽造の罪(第二百六十二 条—第二百六十三条)	第三十四章 名誉に対する罪(第二百三十 条—第二百三十二条)
第十九章 印章偽造の罪(第二百六十四条—第 一百六十八条)	第三十五章 信用及び業務に対する罪(第二 百三十三条—第二百二十四条の (一))
第二十章 偽証の罪(第二百六十九条—第二百七 十条)	第三十六章 窃盜及び強盗の罪(第二百三十 条—第二百四十五条)
第二十一章 虚偽告訴の罪(第二百七十二条)	第三十七章 詐欺及び恐喝の罪(第二百四十 条—第二百五十五条)
第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪	第三十八章 横領の罪(第二百五十二条—第 二百五十五条)
第二十三章 (第二百七十四条—第二百八十四条) 賭博及び富くじに関する罪(第二 百八十五条—第二百八十七条)	第三十九章 盗品等に関する罪(第二百五十 条—第二百五十七条)
第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第二 百八十八条—第二百九十二条)	第四十章 毀棄及び隠匿の罪(第二百五十八 条—第二百六十四条)
第二十五章 汚職の罪(第二百九十三条—第二 百九十八条)	第一編第一章を次のように改める。
第二十六章 殺人の罪(第二百九十九条—第二 百三十三条)	第一章 通則
第二十七章 傷害の罪(第二百四一条—第二百 八条の二)	(国内犯)
第二十八章 過失傷害の罪(第二百九条—第二 百十一条)	第一条 この法律は、日本国内において罪を犯し たすべての者に適用する。
第二十九章 埋胎の罪(第二百十二条—第二 百十六条)	2 日本国にある日本船舶又は日本航空機内に おいて罪を犯した者についても、前項と同様と 規定の例により処断すべき罪並びにこれらの 罪の未遂罪

第十四章 あへん煙に関する罪(第二百三十六

条—第二百四十二条)

第十五章 飲料水に関する罪(第二百四十二

条—第二百四十七条)

第十六章 通貨偽造の罪(第二百四十八条—第

一百五十三条)

第十七章 文書偽造の罪(第二百五十四条—第

一百六十二条)

第十八章 有価証券偽造の罪(第二百六十二

条—第二百六十三条)

第十九章 印章偽造の罪(第二百六十四条—第

一百六十八条)

第二十章 偽証の罪(第二百六十九条—第二百

十条)

第二十一章 虚偽告訴の罪(第二百七十二条)

第二十二条 わいせつ、姦淫及び重婚の罪

第二十三条 (第二百七十四条—第二百八十四  
条) 賭博及び富くじに関する罪(第二  
百八十五条—第二百八十七条)

第二十四条 礼拝所及び墳墓に関する罪(第二  
百八十八条—第二百九十二条)

第二十五条 汚職の罪(第二百九十三条—第二  
百九十八条)

第二十六条 殺人の罪(第二百九十九条—第二  
百三十三条)

第二十七条 傷害の罪(第二百四一条—第二百  
八条の二)

第二十八条 過失傷害の罪(第二百九条—第二  
百十一条)

第二十九章 埋胎の罪(第二百十二条—第二  
百十六条)

第三十章 遺棄の罪(第二百十七条—第二百  
十九条)

第三十一章 逮捕及び監禁の罪(第二百一  
条—第二百二十二条)

第三十二章 脅迫の罪(第二百二十二条—第  
一百一十三条)

第三十三章 略取及び誘拐の罪(第二百一  
条—第二百二十二条)

第三十四章 名誉に対する罪(第二百三十  
条—第二百三十二条)

第三十五章 信用及び業務に対する罪(第二  
百三十三条—第二百二十四条の  
(一))

第三十六章 窃盜及び強盗の罪(第二百三十  
条—第二百四十五条)

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪(第二百四十  
条—第二百五十五条)

第三十八章 横領の罪(第二百五十二条—第  
二百五十五条)

第三十九章 盗品等に関する罪(第二百五十  
条—第二百五十七条)

第四十章 毀棄及び隠匿の罪(第二百五十八  
条—第二百六十四条)

第一編第一章を次のように改める。

(すべての者の国外犯)

第一条 この法律は、日本国外において次に掲げ  
る罪を犯した日本国民に適用する。

二 第百五十九条から第二百六十一条まで(私文  
書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等  
行為)及び前条第五号に規定する電磁的記録  
以外の電磁的記録に係る第二百六十二条の二の  
備及び陰謀、内乱等援助)の罪

一 刑除

二 第七十七条から第七十九条まで(内乱、予  
る罪を犯したすべての者に適用する。

三 第八十二条(外患誘致)、第八十二条(外患  
援助)、第八十七条(未遂罪)及び第八十八条  
(予備及び陰謀)の罪

四 第百四十八条(通貨偽造及び行使等)の罪及  
びその未遂罪

五 第百七十六条から第二百七十九条まで(強制  
援助)及び第二百八十二条(強制わいせつ等)  
の罪

六 第百九十九条(殺人)の罪及びその未遂罪  
致死傷)及び第二百八十四条(重婚)の罪

七 第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害致  
死)の罪

八 第二百十四条から第二百十六条まで(業務  
上堕胎及び同致死傷、不同意堕胎、不同意堕  
胎致死傷)の罪

九 第二百一十八条(保護責任者遺棄等)の罪及び  
同条の罪に係る第二百十九条(遺棄等致死傷)  
の罪

十 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二  
十一条(逮捕等致死傷)の罪

十一 第二百二十四条から第二百二十八条まで  
(未成年者略取及び誘拐、當利目的等略取及  
び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的  
略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

十二 第二百三十五条から第二百三十八条まで  
(窃盜、不動産侵奪、強盜)、第二百三十八条  
から第二百四十二条まで(事後強盜、昏醉強  
盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)及び

二 第百五十九条(現住建造物等浸害)の罪

三 第百五十九条から第二百六十一条まで(私文  
書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等  
行為)及び前条第五号に規定する電磁的記録  
以外の電磁的記録に係る第二百六十二条の二の  
備及び陰謀、内乱等援助)の罪

四 第百六十七条(私印偽造及び不正使用等)の  
罪及び同条第二項の罪の未遂罪

五 第百七十六条から第二百七十九条まで(強制  
援助)及び第二百八十二条(強制わいせつ等)  
の罪

六 第百九十九条(殺人)の罪及びその未遂罪  
致死傷)及び第二百八十四条(重婚)の罪

七 第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害致  
死)の罪

八 第二百十四条から第二百十六条まで(業務  
上堕胎及び同致死傷、不同意堕胎、不同意堕  
胎致死傷)の罪

九 第二百一十八条(保護責任者遺棄等)の罪及び  
同条の罪に係る第二百十九条(遺棄等致死傷)  
の罪

十 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二  
十一条(逮捕等致死傷)の罪

十一 第二百二十四条から第二百二十八条まで  
(未成年者略取及び誘拐、當利目的等略取及  
び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的  
略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

十二 第二百三十五条から第二百三十八条まで  
(窃盜、不動産侵奪、強盜)、第二百三十八条  
から第二百四十二条まで(事後強盜、昏醉強  
盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)及び

## 第二百四十三条(未遂罪)の罪

十四 第二百四十六条から第二百五十条まで  
(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪

十五 第二百五十三条(業務上横領)の罪

十六 第二百五十六条第二項(盗品譲受け等)の罪

## (公務員の国外犯)

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本國の公務員に適用する。

一 第百一条(看守者等による逃走援助)の罪及びその未遂罪

二 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪

三 第百九十三条(公務員職權濫用)、第百九十五条规定(特別公務員暴行凌虐)及び第百九十七条から第百九十七条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あせん収賄)の罪並びに第一百九十五条第二項の罪に係る第百九十六条(特別公務員職權濫用等致死傷)の罪

## (条約による国外犯)

第四条の二 前三条に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したことすべての者に適用する。

(外国判決の効力)  
第五条 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

## (刑の変更)

第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があつたときは、その軽いものによる。

## (定義)

第七条 この法律において「公務員」とは、國又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

## 2

この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行ふ所をいう。

第七条の二 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

## (他の法令の罪に対する適用)

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第九条から第二十一条までを次のように改める。

第五条第一項(特別公務員暴行凌虐)及び第百九十七条から第百九十七条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あせん収賄)の罪並びに第一百九十五条第二項の罪に係る第百九十六条(特別公務員職權濫用等致死傷)の罪

## (刑の種類)

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

## (刑の軽重)

第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序によつて、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の一倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、长期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は算額の多いものを重い刑とする。

## (刑の減輕)

第十一条 主刑の減輕は、前条に規定する順序によつて、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を減輕する場合においては一月末満に下げるところができる。

第十二条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上十五年以下とする。

2 懲役は、監獄に拘置して所定の作業を行わせる。

## (禁錮)

第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上十五年以下とする。

2 禁錮は、監獄に拘置する。

## (有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

第十四条 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては二十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては一月末満に下げるところができる。

第十五条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。

## (罰金)

第十六条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、长期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は算額の多いものを重い刑とする。

## (拘留)

第十七条 拘留は、一日以上三十日未満とし、拘留場に拘置する。

## (科料)

第十八条 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

2 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができる。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができる。

## 重い刑とする。

3 一箇以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によってその軽重を定める。

4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言いい。

5 罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。

6 罰金又は科料の言渡しを受けた者がその一部を納付したときは、罰金又は科料の全額と留置の日数との割合に従い、納付した金額に相当する日数を控除して留置する。

7 留置の執行中に罰金又は科料の一部を納付したときは、その金額を、前項の割合で、残りの日数に充てる。

8 留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない。

## (没収)

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。

1 犯罪行為を組成した物

## (労役場留置)

第十八条 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労役場に留置する。

3 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができる。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができる。

官報(号外)

- 一 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
- 三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれに  
よって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
- 四 前号に掲げる物の対価として得た物
- 2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、  
これをすることができる。ただし、犯人以外の  
者に属する物であっても、犯罪の後にその者が  
情を知つて取得したものであるときは、これを  
没収することができる。
- (追徴)
- 第十九条の二 前条第一項第三号又は第四号に掲  
げる物の全部又は一部を没収することができな  
いときは、その価額を追徴することができる。
- (没収の制限)
- 第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪について  
は、特別の規定がなければ、没収を科すこと  
ができる。ただし、第十九条第一項第一号に  
掲げる物の没収については、この限りでない。
- (未決勾留日数の本刑算入)
- 第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一  
部を本刑に算入することができる。
- (期間の計算)
- 第二十二条 月又は年によつて期間を定めたとき  
は、暦に従つて計算する。
- (刑期の計算)
- 第二十三条 刑期は、裁判が確定した日から起算  
する。
- 2 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後

であつても、刑期に算入しない。

(受刑等の初日及び釈放)

第一十四条 受刑の初日は、時間にかかわらず、  
一日として計算する。時効期間の初日について  
も、同様とする。

第一編第四章を次のように改める。

- 2 刑期が終了した場合における釈放は、その終  
了の日の翌日に行う。

第四章 刑の執行猶予

(執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若し  
くは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受  
けたときは、情状により、裁判が確定した日か  
ら一年以上五年以下の期間、その執行を猶予す  
ることができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない  
者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがある  
ても、その執行を終わった日又はその執行の  
免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に  
処せられたことがない者

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

四 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

六 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

八 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

九 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十一 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十四 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十六 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

に付する。

2 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解  
除することができる。

(他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の執  
行猶予の言渡しを取り消さなければならない。

ただし、第三号の場合において、猶予の言渡し  
を受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる  
者であるとき、又は次条第三号に該当するとき  
は、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の  
刑に処せられ、その刑について執行猶予の言  
渡しがないとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁  
錮以上の刑に処せられ、その刑について執行  
猶予の言渡しがないとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

四 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

六 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

八 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

九 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十一 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十四 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十六 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十八 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十九 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十一 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十四 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十六 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

の刑に処せられ、その執行を猶予されたこと  
が発覚したとき。

(他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の二 前二条の規定により禁錮以上の  
刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執  
行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その  
猶予の言渡しを取り消さなければならない。

2 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解  
除することができる。

一 日として計算する。時効期間の初日について  
も、同様とする。

第一編第四章を次のように改める。

- 2 刑期が終了した場合における釈放は、その終  
了の日の翌日に行う。

第一編第四章を次のように改める。

第四章 刑の執行猶予

(執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若し  
くは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受  
けたときは、情状により、裁判が確定した日か  
ら一年以上五年以下の期間、その執行を猶予す  
ることができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない  
者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがある  
ても、その執行を終わった日又はその執行の  
免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に  
処せられたことがない者

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

四 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

六 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

八 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

九 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十一 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十四 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十六 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十八 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

十九 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

二十 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたことが発覚したとき。

(仮出獄)

第二十七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消され  
ることなく猶予の期間を経過したときは、刑の  
言渡しは、効力を失う。

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に  
改悛の状があるときは、有期刑については十年を経  
過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許  
すことができる。

第二十九条 次に掲げる場合には、仮出獄の取  
消しを許すことができる。

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上  
の刑に処せられたとき。

三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

四 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

五 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

六 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

七 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

八 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

九 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十一 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十二 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十四 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十五 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十六 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十七 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十八 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十九 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二十 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二十一 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二十二 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

(仮出獄の取消し)

第二十七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消され  
ることなく猶予の期間を経過したときは、刑の  
言渡しは、効力を失う。

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に  
改悛の状があるときは、有期刑については十年を経  
過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許  
すことができる。

第二十九条 次に掲げる場合には、仮出獄の取  
消しを許すことができる。

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上  
の刑に処せられたとき。

三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

四 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

五 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

六 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

七 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

八 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

九 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十一 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十二 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十四 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十五 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十六 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十七 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十八 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

十九 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二十 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二十一 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二十二 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に  
処せられたとき。

二 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後

第二十五条の二 第二項の規定により保護観  
察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せ  
ず、その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

第二十五条の二 第二項の規定により保護観  
察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せ  
ず、その情状が重いとき。

五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

六 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

八 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

九 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

十 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

十一 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

十二 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

十三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

十四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

十五 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

十六 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

十七 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

十八 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

十九 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上  
の刑に処せられたとき。

二十 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十一 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十二 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十三 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十五 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十六 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十七 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十八 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

二十九 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

三十 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

三十一 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

三十二 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

三十三 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

三十四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつ  
たとき。

2 仮出獄の処分を取り消したときは、出獄中の日数は、刑期に算入しない。	
(仮出場)	
第三十条 拘留に処せられた者は、情状により、いつでも、行政官庁の処分によって仮に出場を許すことができる。	
2 諸金又は料を元納することができないため留置された者も、前項と同様とする。	
第一編第六章及び第七章を次のように改める。	
第六章 刑の時効及び刑の消滅	
(刑の時効)	
第三十一条 刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。	
(時効の期間)	
第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。	
一 死刑については三十年	
二 無期の懲役又は禁錮については二十五年	
三 十年以上の有期の懲役又は禁錮については十五年	
四 三十年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年	
五 三年未満の懲役又は禁錮については五年	
六 刑金については三年	
七 拘留、科料及び没収については一年	
(時効の停止)	
第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。	
(時効の中止)	
第三十四条 死刑、懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために	
拘束することによって中止する。	
2 諸金、科料及び没収の時効は、執行行為をすることによって中止する。	
(刑の消滅)	
第三十四条の一 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わる又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。	
第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。	
(正当防衛)	
第三十六条 急迫不正の侵害に対し、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ず行った行為は、罰しない。	
(緊急避難)	
第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずに行った行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えてからた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除できる。	
(自首等)	
第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。	
(責任年齢)	
第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。	
(有期の懲役及び禁錮の加重)	
第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。	
2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。	
第三十四条及び第四十四条を次のように改め	
2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者は、適用しない。	
(故意)	
第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。	
(未遂罪)	
第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定めることができる。	
2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者は、適用しない。	
(未遂)	
第四十五条 併合罪のうちの二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があったときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。	
(併合罪)	
第四十六条 併合罪のうちの二個の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。	
2 併合罪のうちの二個の罪について無期の懲役又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。	
(併合の制限)	
第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。	



(端数の切捨て)  
第七十条 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(酌量減輕の方法)  
第七十一条 酌量減輕をするときも、第六十八条及び前条の例による。

(酌量減輕の順序)  
第七十二条 同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。

一 再犯加重  
二 法律上の減輕  
三 併合罪の加重

四 酌量減輕

第七十三条から第七十六条までを次のように改める。

第二編第一章 内乱に関する罪

第七十三条から第七十六条までを次のように改める。

第二編第二章を次のように改める。

第三章 内乱に関する罪

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。  
二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。

三 付和隨行し、その他單に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

第八十条 削除

第八十一条 削除

第三章 外患に関する罪

(外患誘致)

第八十二条 削除

第八十三条 削除

第八十四条 削除

第八十五条 削除

第八十六条 削除

第八十七条 削除

第八十八条 削除

第八十九条 削除

第九十条 削除

第九十一条 削除

第九十二条 削除

第九十三条 削除

第九十四条 削除

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第二号に規定する者については、この限りでない。

第二編第四章から第十一章までを次のように改める。

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(内乱等帮助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を帮助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十条 前二条の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

(自首による刑の免除)

第八十一条 前二条の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

(自首による刑の免除)

第八十二条 前二条の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

(自首による刑の免除)

第八十三条 削除

第八十四条 削除

第八十五条 削除

第八十六条 削除

第八十七条 削除

第八十八条 削除

第八十九条 削除

第九十条 削除

第九十一条 削除

第九十二条 削除

第九十三条 削除

第九十四条 削除

第九十五条 削除

第九十六条 削除

第九十七条 削除

第九十八条 削除

第九十九条 削除

備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二編第四章から第十一章までを次のように改める。

第四章 国交に関する罪

第九十条及び第九十一条 削除

(外国国籍損壊等)

第九十二条 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の國章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(競売等妨害)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(強制執行妨害)

第九十七条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

第九十八条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

第九十九条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

第九十八条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

第九十九条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

の表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十六条の一 強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(強制執行妨害)

第九十七条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

第九十八条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

第九十九条 剪除

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(第六章 逃走の罪)

き行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)  
（看守者等による逃走援助）

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は譲送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(未遂罪)  
（未遂罪）

第一百二条 この章の罪の未遂は、罰する。

第七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪

第一百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(犯人藏匿等)  
（犯人藏匿等）

第一百四条 他人の刑事案件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)  
（親族による犯罪に関する特例）

第一百五条 前二条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

(証人等威迫)  
（証人等威迫）

第一百五条の二 自己若しくは他人の刑事案件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

## 第八章 騷乱の罪

(騒乱)

第一百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 付和隨行した者は、十万円以下の罰金に処する。

(多衆解散)

第一百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は二年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

第九章 放火及び失火の罪

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百九条 放火して、現人が住居に使用せず、かつ、現人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

## (建造物等以外放火)

（騒乱）

第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)  
（延焼）

第一百十一条 第百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第百八条又は第百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、二月以上十年以下の懲役に処する。

(延焼)  
（延焼）

2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。

(未遂罪)  
（未遂罪）

第一百十二条 第百八条及び第百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

(予備)  
（予備）

第一百十三条 第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)  
（消火妨害）

第一百十四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(業務上失火等)  
（業務上失火等）

第一百十七条 第百十八条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるところ。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

(差押え等に係る自己の物に関する特例)  
（差押え等に係る自己の物に関する特例）

第一百十五条 第百九条第一項及び第百十条第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又

は保険に付したものである場合において、これ

を焼損したときは、他人の物を焼損した者の例

による。

(失火)  
（失火）

第一百十六条 失火により、第百八条に規定する物又は他人の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(失火)  
（失火）

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下

の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(失火)  
（失火）

2 失火により、第百九条に規定する物であつて

自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(失火)  
（失火）

2 失火により、第百八条に規定する物であつて

自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他

人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

(失火)  
（失火）

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例によ

る。

(ガス漏出等及び同致死傷)  
（ガス漏出等及び同致死傷）

第一百十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流

出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又

は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲

役又は十万円以下の罰金に処する。

2 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

#### 第十章 出水及び水利に関する罪

(現住建造物等浸害) 第百十九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を侵害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

#### (非現住建造物等浸害)

第百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を侵害し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 浸害した物が自らの所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。

#### (水防妨害)

第百二十二条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

#### (過失建造物等浸害)

第百二十三条 過失により出水させて、第百十九条に規定する物を侵害した者は又は第百二十条に規定する物を侵害し、よって公共の危険を生じさせた者は、二十二万円以下の罰金に処する。  
(水利妨害及び出水危険)  
第百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

#### 第一章 往來を妨害する罪

##### (往来妨害及び同致死傷)

第百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

#### (往来危険)

第百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

#### 第二章 住居を侵す罪

第百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

#### (汽車転覆等及び同致死)

第百二十七条 現に人がいる艦船を転覆させ、沈没させ、又は破壊した者も、前項と同様とする。

#### (往来居入等)

第百二十八条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれららの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百二十九条 第百三十条の罪の未遂は、罰する。

#### (未遂罪)

3 前二項の罪を犯し、よって人を死させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

#### (往来危険による汽船転覆等)

第百三十七条 第百二十五条の罪を犯し、よって汽船若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前条の例による。

#### (未遂罪)

第百三十八条 第百二十四条第一項、第二項の罪の未遂は、罰する。

#### (信書開封)

第百三十九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

#### (秘密漏泄)

第百四十一条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、

未遂は、罰する。

#### (過失往来危険)

第百二十九条 過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

#### (親告罪)

第百三十五条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

#### (第十四章 あへん煙に関する罪)

第百三十六条 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

#### (あへん煙吸食器具輸入等)

第百三十七条 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、二月以上五年以下の懲役に処する。

#### (税關職員によるあへん煙輸入等)

第百三十八条 税關職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

#### (あへん煙吸食及び場所提供)

第百三十九条 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。

#### (未遂罪)

2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図った者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(外) 報号

(あへん煙等所持)

第一百四十二条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第一百四十三条 この章の罪の未遂は、罰する。

第十五章 飲料水に関する罪

(浄水汚染)

第一百四十四条 人の飲料に供する净水を汚染し、よって使用することができないようとした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(水道汚染)

第一百四十五条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源を汚染し、よって使用することができないようとした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(浄水毒物等混入)

第一百四十六条 人の飲料に供する净水に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。

(浄水汚染等致死傷)

第一百四十七条 前三条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第一百四十八条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よって人を死傷させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(水道損壊及び閉塞)

第一百四十九条 公衆の飲料に供する净水の水道を損壊し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第十六章 通貨偽造の罪

(通貨偽造及び行使等)

第一百五十条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(外国通貨偽造及び行使等)

第一百五十二条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 偽造又は変造の外国の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(偽造通貨等收回得)

第一百五十三条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を收回した者は、三年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第一百五十四条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(取得後知情行使等)

第一百五十五条 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後に、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第一百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使

ことはできない。

(通貨偽造等準備)

第一百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に關する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に關する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七章 文書偽造の罪

(詔書偽造等)

第一百五十八条 行使の目的で、御璽、國璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、國璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 御璽若しくは國璽を押し又は御名を署した詔書その他の文書を変造した者も、前項と同様とする。

(公文書偽造等)

第一百五十九条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

(偽造公文書行使等)

第一百六十条 第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第一百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使

の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印押又は署名の有無により區別して、前一条の例による。

第百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に關する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に關する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(公正証書原本不実記載等)

第一百五十八条 第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(私文書偽造等)

第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事實証明に關する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事實証明に關する文書若しくは図

画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事實證明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事實證明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽診断書等作成)

第百六十九条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽造私文書等行使)

第百六十一条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

第百六十二条 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務の用に供する権利、義務又は事實證明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事實證明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に使用し、又は偽造した者は、公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項

に作った者と同一の刑に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

(有価証券偽造等)

第百六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした者も、前項と同様とする。

(偽造有価証券行使等)

第百六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(第十九章 印章偽造の罪)

第百六十四条 行使の目的で、御璽、國璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(御璽偽造及び不正使用等)

第百六十五条 他の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

(未遂罪)

第百六十六条 第百六十四条第二項、第百六十五条规定第二項、第百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。

(第二十章 偽証の罪)

第百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

(私印偽造及び不正使用等)

第百六十八条 第百六十四条第二項、第百六十五条规定第二項、第百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第百七十条 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(虚偽鑑定等)

第百七十二条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(公印偽造及び不正使用等)

第百七十五条 側面の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六年以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十二歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以

と同様とする。

(公記号偽造及び不正使用等)

第百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせた目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した者も、前項と同様とする。

(自白による刑の減免)

第百七十三条 前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪)

第百八十二条までを次のよう改める。

2 第二十二条 わいせつ、姦淫及び重婚の罪

(公然わいせつ)

第百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

(第二十三章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪)

第百八十三条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

(強制わいせつ)

第百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六年以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十二歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以

上の有期懲役に処する。十二歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。  
 (準強制わいせつ及び準強姦)

第百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。  
 (未遂罪)

第百七十九条 前三条の罪の未遂は、罰する。

第百八十条 第百七十八条规定から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。  
 2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第百七十六条规定から前条までの罪については、適用しない。  
 (強制わいせつ等致死傷)

第百八十二条 第百七十六条から第百七十九条までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(淫行誘惑)

第百八十三条 言利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(重婚)

第百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第百八十五条 墓地から第四十一条までを次のように改める。

第二十三章 賭博及び富くじに関する罪  
 (賭博)

第百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娛樂に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

第百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を得る。

図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十四章 札拝所及び墳墓に関する罪  
 (札拝所不敬及び説教等妨害)

第百八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の札拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六ヶ月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第百八十九条 墓地を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

2 説教、札拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百九十条 裁判、検察若しくは警察の職務を行はう者は、これらの職務を補助する者がその職務を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行はう者は、これらの職務を補助する者がその職務を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(第三者供給)

第百九十七条の二 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第百九十七条の三 公務員又は仲裁人が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若

も、前項と同様とする。

3 公務員又は仲裁人であつた者が、その在職中

は、五年以下の懲役に処する。

(あつせん取締)

（未遂罪）  
二百三條 第百九十九条及び前条の罪の未遂  
は、罰する。  
（自殺関与及び同意殺人）  
二百三條 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

（凶器準備集合及び結集）  
十万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

を得て墮胎させた者は、一年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

## (凶器準備集合及び結集

年以下の懲役に処する。

**第二百八条の二** 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

不赞成堕胎

卷之二

は、三年以下の懲役に処する。

の承諾を得ないで墮胎させた

(過失傷害)

前項の罪の未遂は、罰する。

万円以下の罰金又は料料に処する。

第二百六十六條 前条の罪を犯しよ。て女を殺傷させた者は、傷害の罪に比較して、重い刑に

(過失致死)

第三十章 遺棄の罪

十万円以下の罰金に処する。

## 第一百七十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病の

## 第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて

年以下の懲役に処する。

禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失による死亡傷害せし者、同様とする。

第三百十九条 動物を輸入する者は、輸入の旨を記載した書類又は病害を保護する責任のある者がこれらの方を遺

墮胎

ときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

その他の方法により、墮胎したときは、一年以

**第一百十九条** 前二条の罪を犯し、よって人を死

(同意墮胎及び同致死傷)

傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑に  
より処断する。

## 第三十一章 遣捕及び監禁の罪

(逮捕及び監禁)

第二百二十一条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逮捕等致死傷)

第二百二十二条 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

## 第三十二章 脅迫の罪

(脅迫)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対

し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(国外移送目的略取等)

第二百二十六条 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期徒

を要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(被略取者収容等)

2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者は、二年以下

又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、二年以下の懲役に処する。

(被略取者収容等)

2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫した者は、二年以下の懲役に処する。

又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、二年以下の懲役に処する。

(被略取者収容等)

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(第三十三章 略取及び誘拐の罪)

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(宮利目的等略取及び誘拐)

第二百一十五条 嘉利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百一十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

(近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させた者は、二年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略

取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれ

を要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(国外移送目的略取等)

第二百二十七条 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期徒

を要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(国外移送目的略取等)

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二又は第二百二十六条第一項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、

その刑を減輕する。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十九条 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(親告白)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれらの罪を帮助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、嘉利の日

3 嘉利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(名譽毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二又は第二百二十六条第一項若しくは第四項並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減輕)

第二百二十七条第一項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、

その刑を減輕する。

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十一条 第二条第一項の行為が公共の利益に關する事実に係り、かつ、その目的が専ら

公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明がない。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十九条 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(親告白)

第二百三十一条 第二条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。

(侮辱)

第二百三十一条 第二条第一項の行為を摘要しなくても、公然と

人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(親告白)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ

平成七年四月十三日 衆議院会議録第二十号 刑法の一部を改正する法律案及び同報告書

一一九

公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太

皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

### 第三十五章 信用及び業務に対する罪

(信用毀損及び業務妨害)

第百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与える、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### 第三十六章 窃盗及び強盗の罪

(窃盜)

第百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃

盜の罪とし、十年以下の懲役に処する。

(不動産侵奪)

第百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盜)

第百三十六条 墓行又は脅迫を用いて他人の財

物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の

有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盜予備)

第百三十七条 強盜の罪を犯す目的で、その予

備をした者は、二年以下の懲役に処する。

(事後強盜)

第百三十八条 窃盜が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、

強盜として論ずる。

2 前項に規定する親族以外の親族との間で犯された同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

(電気)

第百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪

(詐欺)

第百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盜強姦及び同致死)

第百四十七条 強盜が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盜強姦及び同致死)

第百四十八条 強盜が女子を強姦したときは、死刑又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

(強盜)

第百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

(恐喝)

第百五十条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第百五十二条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第百五十三条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

六条まで及び第二百三十八条から第二百四十二条までの罪の未遂は、罰する。

(親族間の犯罪に関する特例)

第二百四十四条 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をして、本人に財産上の損害をえたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(横領)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

(横領)

第二百五十一条 第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の規定は、この章の罪について準用する。

(準用)

第二百五十二条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第二百五十三条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第二百五十四条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第二百五十五条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第二百五十六条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第二百五十七条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第二百五十八条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)



平成七年四月十三日 衆議院会議録第二十号 刑法の一部を改正する法律案及び同報告書

四

官 報 (号 外)

十二年法律第百十四号)第六条第一項第六号  
七、商品投資に係る事業の規制に関する法律  
(平成三年法律第六十六号)第六条第一項第四号  
八、特定債権等に係る事業の規制に関する法律  
(平成四年法律第七十七号)第三十三条第一項  
第五号

九、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六条第六号  
(通訳案内業法の一部改正)

第十六条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。  
第五条の五第三項中「第一百九十七条ノ二」、第一百九十七条ノ三、「第一百九十七条ノ五」を「第一百九十七条ノ二」、第一百九十七条の三、第一百九十七条の五に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十七条 公職選挙法(昭和十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。  
第十一一条第一項第四号中「第一百九十七条(収賄及び事前収賄罪)、第一百九十七条ノ二(第三者供賄)、第一百九十七条ノ三(枉法収賄及び事後収賄罪)又は第一百九十七条ノ四(あつせん収賄罪)」を「第一百九十七条(収賄、受託収賄及び事前収賄)、第一百九十七条ノ二(第三者供賄)、第一百九十七条の三(枉法収賄及び事後収賄)又は第一百九十七条の四(あつせん収賄)」に改める。

(破壊活動防止法の一部改正)

第十八条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項各号列記以外の部分中「左」を「次」に改め、同項第一号中「第七十八条(内乱

「第七十八條(予備及び陰謀) 第七十九條(内乱等の帮助)」に、「第八十七条(外患誘致及び外患援助の未遂)又は第八十八条(外患誘致及び外患援助の予備 陰謀)」を「第八十七条(未遂罪)又は第八十八条(予備及び陰謀)」に改め、同項第二号中「左に」を「次に」に、「第一百六条(騒擾)」を「第一百六条(騒乱)」に改める。同項第三項又は第一百九条第一項(非現住建造物放火)を「第一百八条(現住建造物放火)」に、「第一百八十六条(騒乱)」に、「第一百八十七条(現住建造物放火)」を「第一百八十七条(未遂罪)」に改める。同項第四項又は第一百九条第一項(非現住建造物放火)又は第一百九条第二項(現住建造物等放火)を「第一百八条(現住建造物等放火)」に、「第一百八十七条(現住建造物等放火)」を「第一百八十七条(未遂罪)」に改める。

(売春防止法の一部改正)  
第九条中「言渡」を「言渡し」に、第二十六条の二第一号に改め  
る。

第二十条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十  
八号)の一部を次のように改正する。  
第十九条中「第二十五条ノ一第一項」を「第一  
十五条の二第一項」に改める。  
(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置  
法の一部改正)  
第二十一条 新東京国際空港の安全確保に関する  
緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一  
部を次のように改正する。  
第一条第一項第一号を次のように改める。  
一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十  
五条(公務執行妨害及び職務強要)、第一百六  
一条(騒乱)、第一百八条(現住建造物等放火)、  
第一百九条第一項(非現住建造物等放火)、第  
一百十条第一項(建造物等以外放火)、第一百  
七条第一項(激発物破裂)、第一百一十五条规定  
一項(往来危険)、第一百二十六条第一項(汽  
車転覆等)、第一百二十条(住居侵入等)、第  
一百四十二条から第一百四十四条まで(淨水汙  
染、水道汚染、淨水毒物等混入)、第一百四  
十六条(水道毒物等混入及び同致死)、第  
一百四十七条(水道損壊及び閉塞)、第一百三  
十四条の二(電子計算機損壊等業務妨害)、  
第二百六十条(建造物等損壊及び同致死傷  
又は第二百六十一条(器物損壊等)に規定す

(民事執行法の一部改正)  
第二十二条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。  
第六十五条第三号中「第九十六条ノ三」を「第九十六条ノ三」に、「第一百九十七条ノ四」を「第一百九十七条ノ四」に改める。  
(犯罪被害者等給付金支給法の一部改正)  
第二十三条 犯罪被害者等給付金支給法(昭和十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第一项第一項中「第四十条」を削る。  
(救急救命士法の一部改正)  
第二十四条 救急救命士法(平成三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第五十二条第一項中「告訴を待つて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起する」とができないに改める。  
(薬事法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十五条 薬事法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。  
第八十七条に一項を加える改正規定中「告訴を待つて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起する」とができないに改める。  
理由  
刑法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代用語化し、あわせて刑罰の適正化を図るために最高裁判所の違憲判断を受けている専属裁判に関する規定及びこれと関連するその他の尊属裁判規定並びにいんあ者の行為に関する規定を削除するため



官 報 (号外)

に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 当該宅地又は建物の第五項に規定する指定流通機構への登録に関する事項

第三十四条の二 第五項を次のように改める。

5 宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探査するため、建設省令で定める期間内に、当該専任媒介契約の日

物である宅地又は建物につき、所在、規模、形質、売買すべき価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、建設大臣が指定する者(以下「指定流通機構」とい

う)に登録しなければならない。

第三十四条の二 第七項中「前項まで」を「第六項まで及び前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「専属専任媒介契約を依頼者が当該宅地建物取引業者が探査した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の規定による登録をした宅地建物取引業者は、第五十条の六に規定する登録を証する書面を遅滞なく依頼者に引き渡さなければならぬ。

7 前項の宅地建物取引業者は、第五項の規定による登録に係る宅地又は建物の売買又は交換の契約が成立したときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該登録に係る指定流通機構に通知しなければならない。

第三十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「制限で」の下に「契約内容の別

(当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以

下この条において同じ。)に応じて「を加え、同項

第三号中「私道」を「当該契約が建物の貸借の契約以外のものであるときは、私道」に改め、同項第

五号の二中「むね」を「棟」に、「数むね」を「数棟」に改め、「事項で」の下に「契約内容の別に応じて」を加え、同項に次の二号を加える。

十一 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘査して建設省令で定める事項

第四十七条の二 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この条において「宅地建物取引業者等」という。)は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧説をするに際し、宅地建物取引業者等に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。

第四十七条の二 宅地建物取引業の適正の確保及び流通の円滑化を目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五条第一項第一号、第三号又は第三号の二に該当する者

ロ 指定流通機構が第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において

て、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機

構の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

のほか、宅地建物取引業に係る契約の締結に關係する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げ

に関する行為であつて、宅地建物取引業者の相手方等の保護に欠けるものとして建設省令で定めるものをしてはならない。

第五十条第二項中「並びに」を「及び」に、「氏名

及び住所を、前項の建設省令で定める場所について所在地、業務内容及び業務を行う期間を」を

「氏名」に改める。

第五章中第三節を第四節とし、第一節を第三節とし、第一節の次に次の二節を加える。

第二節 指定流通機構

第五十条の二 第三十四条の二 第五項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)

は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものにつき、建設省

令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 専任媒介契約その他の宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地又は建物の登録に関する事項

第五十条の二 指定流通機構は、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行ふものとす

ることができると認められるものにつき、建設省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的として民法第三十四条の規定

により設立された法人であること。

二 第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の情報に

関する統計の作成その他宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務

二 指定流通機構は、建設省令で定めるところにより、その業務の一部を、建設大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第五十条の四 指定流通機構は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下この節において「登録業務」という。)の運営に關し、宅地又は

建物を登録しようとする者その他指定流通機構を利用しようとする宅地建物取引業者に対し

をした日その他の建設省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとするとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

5 指定流通機構の業務

第五十条の二 指定流通機構は、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行ふものとす

ることにより、建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

6 指定流通機構の業務

第五十条の二 指定流通機構は、この節の定める

ところにより、次に掲げる業務を行ふものとす

ることにより、建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

7 指定流通機構の業務

第五十条の二 指定流通機構は、この節の定める

ところにより、次に掲げる業務を行ふものとす

ることにより、建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

8 指定流通機構の業務

第五十条の二 指定流通機構は、この節の定める

ところにより、次に掲げる業務を行ふものとす

ることにより、建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

9 指定流通機構の業務

第五十条の二 指定流通機構は、この節の定める

## (登録業務規程)

第五十条の五 指定流通機構は、登録業務に関する規程(以下この節において「登録業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

登録業務規程には、登録業務の実施方法(登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む。)、登録業務に関する料金その他の建設省令で定める事項を定めておかなければならぬ。この場合において、当該料金は、能率的な業務運営の下における適正な原価を償う限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。

建設大臣は、第一項の認可をした登録業務規程が登録業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定流通機構に対し、その登録業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録を証する書面の発行)

## 第五十条の六 指定流通機構は、第三十四条の二

第五項の規定による登録があつたときは、建設省令で定めるところにより、当該登録をした宅地建物取引業者に対し、当該登録を証する書面を発行しなければならない。

(売買契約等に係る件数等の公表)

第五十条の七 指定流通機構は、当該指定流通機構に登録された宅地又は建物について、建設省令で定めるところにより、毎月の売買又は交換の契約に係る件数その他建設省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第五十条の八 指定流通機構は、毎事業年度、事

## 業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の

開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 指定流通機構は、毎事業年度、事業報呈書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

## (登録業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第五十条の九 指定流通機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録業務に関する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

## (役員の選任及び解任)

第五十条の十 指定流通機構の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## (登録業務の休廃止)

第五十条の十一 指定流通機構の役員が、この法律の規定(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第五十条の五第一項の規定により省令で定めるところにより、当該登録をした宅地建物取引業者に対し、当該登録を証する書面を発行しなければならない。

## (登録を証する書面の発行)

## (報告及び検査)

第五十条の十二 建設大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定流通機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他物件を検査させることを請求する。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

## (他の指定流通機構による登録業務の実施等)

3 建設大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

## (他の指定流通機構による登録業務の実施等)

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

3 建設大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

しきは处分に違反したとき。

三 第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行つたとき。

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る聴聞について准用する。

3 建設大臣は、第一項の規定による登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、前条第一項の規定による登録業務の全部若しくは一部の停止を取り消したとき若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他の事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十条の五第一項の認可をした登録業務規程に従い、他の指定流通機構に行わせることができる。

2 建設大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条の十四 建設大臣は、指定流通機構が各号のいずれかに該当するときは、当該指定流通機構に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 登録業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 建設大臣は、前項の規定により他の指定流通機構に登録業務を行わせることとしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する事由が生じた場合における所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、建設省令で定めることができる。

第五十二条第七号ハ中「の規定に違反し」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に改められた。

官報(号外)

る法律の規定に違反したことにより」に、「犯し」を「犯したことにより」に改める。

第六十五条第一項第二号中「第四十七条」の下に

「、第四十七条の二」を加え、同条第四項中「行なう」を行なうに改め、同項第二号中「第四十七条」の下に「、第四十七条の二」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。

2 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。

第六十八条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第一項中「一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止する」を「必要な指示をする」に改め、同条第二項中「前項各号の一に該当する」を「第一項各号の一に該当する場合又は同項若しくは前項の規定による指示に従わない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が前項各号の一に該当する場合又は同項若しくは次項の規定による指示に従わない場合には、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止する。ただし、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が第一項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が第一項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、必要な指示をすることができる。

第六十八条の二第一項第四号中「同項」を「同条

第二項」に、「同条第二項」を「第四項」に改める。

第七十条第三項中「第六十八条第一項」を「第六十八条第三項又は第四項」に改める。

第七十九条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第八十条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八十二条及び第八十二条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十三条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第八十三条第一項第五号中「第六十三条第一項」を「第五十一条中「第十六条の十三第一項」に改め、同条の十二第一項、第六十三条第一項」に改め、同項第六号中「第六十三条の二第一項」を「第五十五条の十二第一項、第六十三条の二第一項」に改め、同条第一項に「二十万円」を「十万円」に改める。

第八十三条第一項第五号中「第六十三条第一項」を「第五十一条中「第十六条の十三第一項」の下に「(同条第

三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十五条中「五万円」を「十万円」に改め、同条

三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十五条中「三十万円」以下の過料に処する。

第八十六条とし、第八十四条の次に次の二条を

加える。

(施行期日)

第八十五条 第五十条の十一の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

八条第一項、第九条、第十六条の五第一項、第十六条の十六第二項及び第五十条第二項の改正規定並びに附則第五項及び第八項の規定による指定(第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定)の施行の日

1 一日次及び第三十四条の二の改正規定、第五章の改正規定(第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定並びに附則第六項の規定)の施行の日

正規に限る。)、第八十三条第一項第五号及び第六号の改正規定、第八十五条を第八十六条とし、第八十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六項の規定

この法律の公布の日から起算して二年を経過した日

(指定流通機構の指定手続の特例)

第八十三条の二中「指定試験機関」の下に「又は第十六条第三項の指定を受けた者」を加え、同条

第二号中「第十六条の十三第一項」の下に「(同条第

三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十五条中「五万円」を「十万円」に改め、同条

三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十五条中「三十万円」以下の過料に処する。

第八十六条とし、第八十四条の次に次の二条を

加える。

(免許の有効期間に関する経過措置)

2 改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」といいう。)第三十四条の二第五項の規定による指定に

関し必要な手続その他の行為は、前項第二号に掲げる改正規定の施行前においても、新法の例によることができる。

(免許の有効期間に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取

引業法(以下「旧法」という。)第三条第一項の免

許(同条第三項の免許の更新を含む。以下同じ。)を受けている者又はこの法律の施行前にし

た免許の申請に基づきこの法律の施行後に同条

第一項の免許を受けた者(免許の更新の場合に

あっては、この法律の施行後に免許の有効期間に

が満了する者を除く。)の当該免許の有効期間に

ついては、なお從前の例による。

(免許、登録又は指定の基準に関する経過措置)

4 この法律の施行前に旧法第三条第一項の免

許の申請をした者(免許の更新の場合にあつて

は、この法律の施行後に免許の有効期間が満了

する者を除く。)、旧法第十八条第一項の登録の申請をした者又は旧法第四十一条第一項第一号、第四十一条の二第一項第一号若しくは第六

十四条の二第一項の指定の申請をした者の当該申請に係る免許、登録又は指定の基準については、なお從前の例による。

5 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る旧法第九条の変更の届出又は旧法第五十条第二項の届出については、なお從前の例による。

(変更等の届出に関する経過措置)

6 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約については、新法第三十四条の二の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(監督処分に関する経過措置)

7 附則第三項に規定する者に対する免許の取消

しの他の監督上の処分、この法律の施行の際現に旧法第十八条第一項の登録を受けている者

若しくはこの法律の施行前にした当該登録の申

請に基づきこの法律の施行後に登録を受けた者

に対する登録の消除その他の監督上の処分又は

この法律の施行の際現に旧法第四十一条第一項

第一号、第四十二条の二第一項第一号若しくは

第六十四条の二第一項の指定を受けている者若

しくはこの法律の施行前にしたこれらの指定の

申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた

者に対する指定の取消しの他の監督上の処分

については、この法律の施行前に生じた事由に

ついては、なお從前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

8 この法律(附則第一項第一号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

## (内閣提出 参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、宅地及び建物の取引の公正を確保し依頼者の利益の保護を図るため、媒介契約制度の改正及び指定流通機構制度の整備を行うとともに、業務に係る禁止事項等の追加、契約成立前に説明すべき事項の充実・合理化等を図るほか、免許の有効期間の延長等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、契約の相手方を探査するため、当該契約の目的物である宅地又は建物につき、一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないこととする。

2 建設大臣による指定流通機構の指定は、登録業務を適正かつ確実に行うことができる認められる公益法人であることその他一定の要件を備える者について、その者の同意を得て行わなければならないこととする。

3 建設大臣は、指定流通機構に対し、一定の場合にその指定を取り消し、又は登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

ることとする。

## 4 宅地建物取引業者等の業務に関する禁止事項として宅地建物取引業に係る契約の締結をさせ、又は解除等を妨げるため相手方を威迫する行為等を追加する。

5 契約成立前に説明すべき事項の充実及び合理化を図るため、法令に基づく制限に関する事項等一定の事項については、契約内容の別に応じて政令又は省令で定める。

## 6 宅地建物取引業の規制の簡素合理化等を行うこととし、免許の有効期間を三年から五年に延長するとともに、一定の届出事項の廃止等を行う。

7 宅地建物取引主任者資格試験において、その受験資格を廃止するとともに、建設大臣が指定する者が行う講習の課程を修了した者については、試験の一部を免除する。

8 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由  
本案は、宅地及び建物の取引の公正を確保し、依頼者の利益の保護を図るために措置として妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

付する。右報告する。

平成七年四月十一日

建設委員長 遠藤 和良

衆議院議長 土井たか子殿

## 〔別紙〕

## 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 宅地建物取引業の実態にかんがみ、悪質な業者を排除し、資質の向上及び業務の適正化に努めるとともに、中小業者の育成に十分配慮すること。

二 重要事項説明の充実・合理化に当たっては、宅地建物の取引に関する苦情、紛争の未然防止に資するよう配慮するとともに、苦情、紛争の円滑な処理に努めること。

三 指定流通機構が健全にその機能を發揮するよう、制度の趣旨等について周知徹底を図るとともに、機構相互の情報交換が円滑に行われ、消費者の利便の増進に結びつくよう十分な指導・育成に努めること。

四 免許有効期間の延伸を行うについて、消費者の業者選択などに支障が生じないよう閲覧制度を充実するため、変更届の励行につき、適正な指導を行うこと。

第五条第九項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

六 第二十条の二第一項の規定により締結された市民緑地契約において定められた当該市民の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で第二十条の七第一号に掲げる業務のうち都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全に関するものを行うものを加え、同条第三項中「市町村」の下に「又は前項の緑地管理機構」を加える。

第八条第二項中「市町村」の下に「又は第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で第二十条の七第一号に掲げる業務のうち都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全に関するものを行うものを加え、同条第三項中「市町村」の下に「又は前項の緑地管理機構」を加える。

第九条中「又は市町村は、前条第一項」を「市町村又は前条第一項の緑地管理機構は、同条第一項」に改める。

「第三章 緑化協定」を「第二章 緑地協定」に改め、同条第一項中「区域における」の下に「緑地の保全又は」を加え、「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「緑化協





官 報 (号 外)

目的として設立された公益法人を緑地管理機関として指定する制度の整備、緑化協定制度の拡充等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

ようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議しなければならないこととする。

1により締結された市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関する事項連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行ふ行為については、第五条第一項から第七項まで及び第八項後段の規定は、適用しないこととする。

1 地方公共団体又は「」により指定された緑地  
管理機構（8の〔〕に掲げる市民緑地の設置及  
び管理に関する業務を行うものに限る）以下  
「地方公共団体等」という。は、良好な都市  
環境を確保するため、都市計画区域内におけ  
る政令で定める規模以上の土地の所有者の申  
出に基づき、当該土地の所有者と次に掲げる  
事項を定めた契約（以下「市民緑地契約」とい  
う。）を締結して、当該土地に住民の利用に供  
する緑地（以下「市民緑地」という。）を設置  
し、これを管理することができる」とす  
る。

(二) 市民緑地契約の目的となる土地の区分に掲げる事項のうち必要なもの

(1) 園路 広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項

(2) 市民緑地内の緑地の保全に関連して必

(四) 市民緑地の管理の方法に関する事項  
要とされる施設の整備に関する事項  
(五) 市民緑地の管理期間  
市民緑地契約に違反した場合の措置

2 地方公共団体等は、首都圏近郊緑地保全法  
第三条第一項の規定による近郊緑地保全区  
域、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第  
五条第一項の規定による近郊緑地保全区域又  
は緑地保全地区内の土地について締結する市  
民緑地契約に1の(2)に掲げる事項を定め

有者」とあるのは「所有者及び都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十一号）第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、同法第六条第一項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」とすることとする。

7 都道府県知事は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された公益法人であつて、8の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地管理機構(以下「機

構」という。)として指定する」とがであります」といふ。

機構は、次に掲げる業務を行うものとす  
る。

市田緑地の設置及び管理又は都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行うこと。

(二) 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報  
又は資料を収集し、及び提供すること。

### (三) 緑地の保全及び緑化の推進に関する必要な助言及び指導を行うこと。

(四) 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(五) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

<sup>9</sup> 都道府県知事は、機構の業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、機構に対

平成七年四月十三日  
衆議院会議録第二十号  
都市緑地保全法の一部を改正する法律案及び同報告書

**電波法の一部を改正する法律案**  
右  
国会に提出する。

平成七年三月三日

内閣総理大臣 村山 富市

**電波法の一部を改正する法律**

電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部

を次のように改正する。

第四十一条第二項中「一に<sup>二</sup>を<sup>一</sup>いざれかに<sup>二</sup>に<sup>一</sup>」、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の資格(郵政省令で定めるものに限る。)に次に掲げる学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく学校の区分に応じ郵政省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者

イ 大学(短期大学を除く。)

ロ 短期大学又は高等専門学校

ハ 高等学校

四 前条第一項の資格(郵政省令で定めるものに限る。)に前二号に掲げる者と同等以上に有する者として郵政省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

第五十一条第二項に次の一号を加える。  
四 前条第一項の資格(郵政省令で定めるものに限る。)に前二号に掲げる者と同等以上に有する者として郵政省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

三 前項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第四号に該当する者であつて郵政省令で定めるものが行う無線従事者の免許の申請は、それぞれこれららの規定に該当するに至つた日から三箇月以内に行わなければならない。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四十一条第二項第二号及び第三号」を「第四十一条第二号、第三号及び第四号」に改める。

第一百三条の二第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第二項とし、第七項を第九項とし、第六項の次に次二項を加える。

七 郵政大臣は、免許人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金錢による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

八 前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として郵政省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。

(附 則)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二百三条の二の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の第四十一条の規定による認定を受けている者であつて無線従事者の免許の申請は、それぞれこれららの規定に該当するに至つた日から三箇月以内に行わなければならない。

に対する無線従事者の免許については、なお従前の例による。

理由

無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るために大学等において無線通信に関する科目を修めて卒業した者に特定の資格を付与することとともに、口座振替の方法によること等とともに、口座振替の方法による電波利用料の納付を実施するため所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(三) 大学等において無線通信に関する科目を定めた等については、電波監理審議会に諮りしなければならないこととする。

(四) 無線通信に関する科目を定める郵政省令の制定等については、電波監理審議会に諮りしなければならないこととする。

(五) その他規定の整備をすること。

(四) 電波利用料の口座振替関係

(一) 郵政大臣は、免許人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金錢による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことのを希望する旨の申出があった場合には、その申出が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することとする。

(二) (一)の承認に係る電波利用料が郵政省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなすこととする」と。

(三) その他規定の整備をする」と。

(一) この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、電波利用料の口座振替の実施する」と。ただし、電波利用料の口座振替の実施する」と。

(二) この法律の施行の際現に改正前の電波法

の規定による認定を受けている者であつて

(一) 学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校において郵政省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者は、特定の資格の無線従事者の免許を受けることができる」とすること。

(二) 無線従事者の資格及び業務経歴を有する者が当該資格以外の無線従事者の免許を受ける場合は、郵政大臣の認定を不要とし、郵政省令で定める要件を備えれば足りる」とことすること。

無線従事者の免許を受けていないもの等についての経過措置を設ける」ととする」

## 二 議案の可決理由

本案は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減を図る等のため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成七年四月十一日

通信委員長 白見庄三郎  
衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)  
電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電波利用技術の急激な進歩・発展に伴う無線従事者に要求される知識・技能、無線従事者の雇用の需給環境等の変化に的確に対応するため、無線従事者に関する施策について適時検討を行い、必要な措置をとること。

一 畏質・巧妙化している不法無線局の増大にかんがみ、電波監視施設の早急な整備に努めるなど不法無線局に対する監視体制の一層の強化を図ること。

一 電波利用の拡大に対応し、周波数逼迫対策の充実及び電波行政の効率化にさらに努めること。

## 電気通信事業法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成七年三月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「(料金の認可等)」に改め、同条第一項中「その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るもの)を除く。第三十八条第二項において同じ。」について契約約款を「(第三項に規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。)」に改め、同条第二項第一号中「料金が」を削り、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第六項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「提供に係る提供条件」を「料金」に、「第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは「第五項の規定により届け出た」と、「を」「第四項中」「次項」を、「次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「その他」の提供条件」「事項に係る」及び「について契約約款」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「契約約款で定める」を「第一項の規定により認め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「契約約款で定めるべき提供条件」を「認可を受けるべき料金又は前項の規定により届け出るべき料金」に、「同項の認可を受けた契約約款」を「それぞれ

第一項の規定により認可を受け又は前項の規定により届け出た料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受け契約を締結する者をいう。以下同じ。)の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的小なものとして郵政省令で定める料金(第一項の郵政省令で定める料金を除く。)を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同じく郵政大臣に届け出たときは、その場合を含む。)において、第一種電気通信事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

第三十二条の次に次の二条を加える。  
(契約約款の認可等)  
第三十二条の二 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金並びに郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受ける契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。)について契約約款を定め、郵政大臣に届け出た契約約款により第一種電気通信事業者に電気通信役務を提供する場合は、この限りでない。

4 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、第三十八条第二項の認可を受けた契約により第一種電気通信事業者に電気通信役務を提供する場合、契約約款について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 特別第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金及び郵政省令で定める事項に係るもの)を除く。)について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

一 電気通信回線設備の使用の態様を不恰に制限するものないこと。

6 特別第一種電気通信事業者は、前項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について契約約款を定め、同項の規定により届け出た契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。

四 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

め、同条第一項中「前条第一項」を「第三十一條第一項の規定により認可を受け若しくは同条第三項の規定により届け出た料金又は同条第六項の規定により届け出た料金並びに前条第一項」に改め、同条第一項中「規定は、」の下に「第三十一條第一項又は第六項の郵政省令で定める料金及び」を加え

め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第三十二条の二第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

## 六 第三十二条の二第二項に規定する標準契約

第九十五条中「第三十六条第一項若しくは第一

## 電気通信事業法の一部を改正する法律案

(長蘆集注) 之盡博成無往不

電気通信の目的及び要件  
本案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図る

ため第一種電気通信事業者の供給する役務の  
に関する料金のうち一定の範囲のものについて認  
可制から審査前届出制に改めるとともに、第一種電

電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款等に依る権利義務の次に命

款について垂政大臣の定める標準規範に合致するものは認可を受ける」とを要しない」と

とする等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 料金届出制關係

(一) 第一種電気通信事業者の提供する役務に  
関する料金のうち、利用者の利益に及ぼす

影響が比較的少ないものとして郵政省令で

定めるものにして諸口制から事前届出等に改めることとする」と。

(二) 郵政大臣は、事前届出制とする料金が利

月者の料金を改訂するべき」と命ぜられ、  
は、当該料金を変更すべき」とを命ぜられ、

2 ことができる」ととする」と。  
標準契約款関係

## (一) 第一種電気通信事業者の提供する役務に

第一条の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件を、その提供条件第三十一項第一項の郵政省令で定める料金、第三十一項の第二項の郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものとし、が第三十一条第一項の規定により認可を受けた料金、同様第三項の規定により届け出た料金及び第三十二条第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件に改める。

2 (経過措置) する。

3 この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法(以下「旧法」という。)第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて改正後の電気通信事業法(以下「新法」という。)第三十二条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定によれば認可を受けた料金とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定め

8 れる料金に係るものにあっては同項の規定によりした届出と、新法第三十一条の二第一項の契約款に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るため、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金のう

(一) 第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金のうち、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものについて認可制から事前届出制に改めることとする。

(二) 郵政大臣は、事前届出制とする料金が利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該料金を変更すべきことと命ずることができる。とすることとする。

(一) 標準契約約款関係

(二) 第一種電気通信事業者の提供する役務に

中華書局影印

官 報 (号外)

関する契約約款について、郵政大臣が定める標準契約約款に合致するものは認可を受けたものとみなすこととする。

(二) 郵政大臣は、標準契約約款の制定、変更又は廃止をしようとするときは、政令で定める審議会に諮らなければならないこととする。

その他

その他規定の整備をする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るために、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年四月十二日

通信委員長 白堀庄二郎  
衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

電気通信事業法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一事前届出制の対象となる料金を定めるに当たっては、規制の合理化を図る観点から、利用

者の利益と事業者の負担軽減に十分配慮するとともに、料金の届出については、その手続き等の簡素化を図ること。

標準約款の制定・変更に当たっては、利用者の保護に十分配意すること。

衆議院会議録第十六号中正誤			
ペジ	段	行	誤
一	四	八	支払
同	第十八号中正誤		
ペジ	段	行	誤
五	二	三	正
			公布を

官 報 (号 外)

平成七年四月十三日 衆議院会議録第二十号

明治三十五年三月三十日  
郵便物可日

(第十一号の発送は都合により後日となる  
ため、第二十号を先に発送しました。)

発行所	〒110-5210 東京都港区虎ノ門二丁目番四号
大蔵省印刷局	電話 03(3587)4294
定価	配本料 6円(100円別)